

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成二十一年二月五日から平成二十一年二月二十五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県尾三地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成二十一年二月五日

広島県尾三地域事務所長 新 田 輝 樹

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
三原市	永池	ため池等整備事業	三原市役所